

令和 6 年度
水道水質検査計画
(上 島 町 上 水 道 事 業)
上島町 公営事業課



上島町合併 20 周年

1. 水質検査計画の基本方針
2. 上水道事業の概要
 - ① 給水状況
 - ② 水源及び浄水場の概要
3. 水質検査の内容
 - ① 水質検査項目及び定期検査回数
 - ② 水質検査方法
 - ③ 臨時の水質検査方法
 - ④ 令和 6 年度水質検査計画
 - ⑤ 水質検査結果比較表（過去 3 年度分）
4. 水質検査の精度と信頼性の確保
5. 関係機関との連携
6. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 水質検査計画の基本方針

上島町上水道事業の水は、広島県三原市にある宮浦浄水場から浄水された水を受水しており、浄水前の水源や原水及び浄水処理後の水については、広島県の株式会社水みらい広島によって適切に管理しています。このため、上島町が受水している水は水質基準に適合した安全な水ではありますが、上島町上水道事業として町内 2 箇所で採水した水の水質検査を実施することで、その水の安全性を確認しています。また、水質検査については今治市水道水質検査センターに委託しており、万が一水質異常等を確認した場合についても関係機関との連携により迅速に対応ができる体制を整えています。

2. 上水道事業の概要

① 給水状況（令和 6 年 3 月 3 1 日時点）

区 分	内 容
給 水 区 域	上島町（簡易水道地域を除く）
給 水 区 域 内 人 口	6, 0 0 8 人
給 水 人 口	5, 6 1 7 人
給 水 戸 数	3, 1 9 3 戸
1 日 最 大 配 水 量	3, 2 3 5 m ³
1 日 平 均 給 水 量	1, 9 2 5 m ³
1 人 1 日 平 均 給 水 量	3 4 0.0 m ³
有 収 水 率	6 5.3 3 %

※3 月時点のデーターを入力します。

② 水源及び浄水場の概要

水 源	沼田川（表流水） ・ 棕梨ダム ・ 福富ダム
取水箇所	本郷取水場（三原市本郷南 7 丁目）
浄水施設	宮浦浄水場 （住 所）広島県三原市宮浦 1 丁目 22-1 （施設能力）38,500 m ³ ／日 （浄水方法）凝集沈殿（本郷浄水場）＋緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	水源：夏季のアオコや藻類等の繁殖の監視 浄水：トリハロメタンやトリクロロ酢酸などの消毒副生成物や消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度上昇、カビ臭物質の監視と調査

3.水質検査の内容

① 水質検査項目及び定期検査回数

区分	番号	検査項目	記号	基準値	基本検査頻度	最低検査頻度	計画検査頻度
健康に関する項目	1	一般細菌	1ml中	100以下 (CFU/ml)	月1回	省略不可	月1回
	2	大腸菌		検出されないこと	月1回	省略不可	月1回
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.02mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	14	四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	15	1,4ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	20	ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	21	塩素酸	mg/L	0.6mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	22	クロ酢酸	mg/L	0.02mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	23	クロホルム	mg/L	0.06mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	26	臭素酸	mg/L	0.01mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	30	ブromホルム	mg/L	0.09mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08mg/L以下	3月1回	省略不可	3月1回
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	35	銅及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	38	塩化物イオン	mg/L	200mg/L以下	月1回	省略不可	月1回
	39	カルシウム・マグネシウム等【硬度】	mg/L	300mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	40	蒸発残留物	mg/L	500mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001mg/L以下	発生時月1回	発生時月1回	発生時月1回
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001mg/L以下	発生時月1回	発生時月1回	発生時月1回
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	3月1回
	45	フェノール類	mg/L	0.005mg/L以下	3月1回	年1回or3年1回	年1回
	46	有機物 (TOC)	mg/L	3mg/L以下	月1回	省略不可	月1回
	47	pH値		5.8以上8.6以下	月1回	省略不可	月1回
	48	味		異常でないこと	月1回	省略不可	月1回
	49	臭気		異常でないこと	月1回	省略不可	月1回
	50	色度	度	5度以下	月1回	省略不可	月1回
	51	濁度	度	2度以下	月1回	省略不可	月1回

【検査項目の内訳】

項 目	項目数	内 容
毎日検査項目	3	・色度 ・濁度 ・残留塩素（塩素消毒の残留効果）の検査
水質基準項目	51	・人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものとして設定されている項目（水道法第4条）

【最低検査頻度における省略要件】

- 年1回 or 3年1回・・・過去3年間の検査結果全てが基準値の1/5以下の場合、1年に1回まで省略することができ、基準値の1/10以下の場合には、3年に1回まで省略することができます。この他に採水箇所に関する要件などもありますが、上島町上水道事業が浄水場を所有していないため、給水栓管理を原則としています。

【検査頻度の設定】

- 上記の最低検査頻度における省略要件と水質検査結果（最大値）との照合や広島県の水質検査体制を踏まえて検査計画を策定しています。また、送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな項目についても1年に1回の検査を行い、安全性を確認する計画としています。

②水質検査方法

水質検査については、水道事業者自らが行うことが原則です。水質事故や水質変化に対応し、住民の皆様に安全安心な水を供給する責任があるからです。このため、毎日検査項目については自己検査で実施し、水質基準項目の検査については、今治市水道水質検査センターに委託して検査しています。

なお、水源の汚濁やクリプトスポリジウム等の病原性微生物、藻類の繁殖状況等の指標となる項目、**PFOS 及び PFOA**については、水源である広島県で計画的に検査しています。

② 臨時の水質検査方法

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、臨時の水質検査を行います。また、広島県や今治市と連携し対策を講じる体制をとっています。

○ 水質異常の一例

- ・原因不明の水質変化や自然災害による水質変化が生じる可能性がある場合（味・臭気・色度・濁度など）
- ・生物（特に魚類）の多数の死骸や障害生物の増殖が確認された場合
- ・水源や給水区域で、人の健康に影響を与える諸条件が確認された場合、もしくはその可能性がある場合
- ・配水管の大規模な工事など、水道施設が著しく汚染されることが予想される場合
- ・その他特に必要があると判断した場合

③ 令和5年度水質検査計画

区分	番号	検査項目	記号	検査計画													回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
健康に関する項目	1	一般細菌	1ml中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	2	大腸菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L				○										1
	4	水銀及びその化合物	mg/L				○										1
	5	セレン及びその化合物	mg/L				○										1
	6	鉛及びその化合物	mg/L				○										1
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L				○										1
	8	六価クロム化合物	mg/L				○										1
	9	亜硝酸態窒素	mg/L				○										1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	○			○			○			○				4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L				○										1
	12	フッ素及びその化合物	mg/L				○										1
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L				○										1
	14	四塩化炭素	mg/L				○										1
	15	1,4ジオキサン	mg/L				○										1
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L				○										1
	17	ジクロロメタン	mg/L				○										1
	18	テトラクロロエチレン	mg/L				○										1
	19	トリクロロエチレン	mg/L				○										1
	20	ベンゼン	mg/L				○										1
	21	塩素酸	mg/L	○			○			○			○				4
	22	クロロ酢酸	mg/L	○			○			○			○				4
	23	クロホルム	mg/L	○			○			○			○				4
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	○			○			○			○				4
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	○			○			○			○				4
	26	臭素酸	mg/L	○			○			○			○				4
	27	総トリハロメタン	mg/L	○			○			○			○				4
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	○			○			○			○				4
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	○			○			○			○				4
	30	ブromホルム	mg/L	○			○			○			○				4
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	○			○			○			○				4
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/L				○									1	
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L				○									1	
	34	鉄及びその化合物	mg/L				○									1	
	35	銅及びその化合物	mg/L				○									1	
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L				○									1	
	37	マンガン及びその化合物	mg/L				○									1	
	38	塩化物イオン	mg/L	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	39	カルシウム・マグネシウム等【硬度】	mg/L				○										1
	40	蒸発残留物	mg/L				○										1
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L				○										1
	42	ジェオスミン	mg/L			○	○	○	○								4
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L			○	○	○	○								4
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	○			○			○			○				4
	45	フェノール類	mg/L				○										1
	46	有機物 (TOC)	mg/L	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	47	pH値		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	48	味		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	49	臭気		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	50	色度	度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	51	濁度	度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

⑥ 水質検査結果比較表（過去３年度分）

【岩城配水池系】

区分	番号	検査項目	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最大値
健康に関する項目	1	一般細菌	1ml中	100以下（CFU/ml）	0	0	0	0
	2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10mg/L以下	0.4	0.3	0.4	0.4
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8mg/L以下	0.08	0.14	0.09	0.14
	13	ハウ素及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	14	四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	15	1,4ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	20	ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	21	塩素酸	mg/L	0.6mg/L以下	0.09	0.13	0.13	0.13
	22	クロ酢酸	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	23	クロホルム	mg/L	0.06mg/L以下	0.017	0.026	0.016	0.026
	24	ジクロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	0.003	0.003	0.000	0.003
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	0.003	0.003	0.003	0.003
	26	臭素酸	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	0.026	0.037	0.028	0.037
	28	トリクロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	0.014	0.019	0.008	0.019
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03mg/L以下	0.007	0.009	0.009	0.009
	30	ブromホルム	mg/L	0.09mg/L以下	0.002	0.002	0.001	0.002
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	35	銅及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200mg/L以下	5.7	9.3	5.5	9.3
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	38	塩化物イオン	mg/L	200mg/L以下	14.0	15.0	15.0	15.0
	39	カルシウム・マグネシウム等【硬度】	mg/L	300mg/L以下	23.0	33.0	21.0	33.0
	40	蒸発残留物	mg/L	500mg/L以下	57.0	77.0	53.0	77.0
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	45	フェノール類	mg/L	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46	有機物（TOC）	mg/L	3mg/L以下	0.9	0.9	0.8	0.9
	47	pH値		5.8以上8.6以下	7.4	7.5	7.4	7.5
	48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	50	色度	度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満
	51	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
参考	—	水温	℃	—	26.5	29.0	28.0	29.0
	—	残留塩素	mg/L	—	0.4	0.4	0.4	0.4

【弓削高区配水池系】

区分	番号	検査項目	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最大値
健康に関する項目	1	一般細菌	1ml中	100以下 (CFU/ml)	0	4	0	0
	2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10mg/L以下	0.4	0.3	0.4	0.4
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8mg/L以下	0.08	0.14	0.009	0.14
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	14	四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	15	1,4ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	20	ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	21	塩素酸	mg/L	0.6mg/L以下	0.09	0.09	0.13	0.13
	22	クロ酢酸	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	23	クロホルム	mg/L	0.06mg/L以下	0.017	0.020	0.016	0.020
	24	ジクロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	0	0.003未満	0.003未満	0.000
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	0.003	0.003	0.003	0.003
	26	臭素酸	mg/L	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	0.025	0.033	0.027	0.033
	28	トリクロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	0.014	0.016	0.008	0.016
	29	ブromシクロメタン	mg/L	0.03mg/L以下	0.007	0.009	0.008	0.009
	30	ブromホルム	mg/L	0.09mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	35	銅及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200mg/L以下	5.7	9.2	5.5	9.2
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	38	塩化物イオン	mg/L	200mg/L以下	13.0	15.0	15.0	15.0
	39	カルシウム・マグネシウム等【硬度】	mg/L	300mg/L以下	23.0	33.0	21.0	33.0
	40	蒸発残留物	mg/L	500mg/L以下	57.0	74.0	45.0	74.0
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	45	フェノール類	mg/L	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46	有機物 (TOC)	mg/L	3mg/L以下	1.0	1.0	0.9	1.0
	47	pH値		5.8以上8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.7
	48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	50	色度	度	5度以下	1未満	1未満	1未満	0.0
	51	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
参考	—	水温	℃	—	27.0	29.5	26.0	29.5
	—	残留塩素	mg/L	—	0.4	0.4	0.4	0.4

4.水質検査の精度と信頼性の確保

上島町上水道事業では、水質検査結果の信頼性を確保するため、今治市水道水質検査センターに依頼しています。

○連絡先：今治市水道部（水道工務課）水道水質検査センター
（住所）今治市別名 548-1

5.関係機関との連携

水源での水質事故については、広島県の受水団体が組織する「広島県水道広域連合企業団」との連絡体制に基づいて迅速な情報収集と復旧作業に努めています。

6.水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年度策定し公表しています。また、この計画に基づいて実施した検査結果についても、とりまとめて公表すると共に水質の改善や次年度の検査計画に反映しています。

☐ 水質検査計画及び結果の公表

◎上島町ホームページに掲載（くらしの情報：<http://www.town.kamijima.lg.jp/>）

☐ お客様のご意見

水質検査計画や検査結果を公表し、お客様のご意見やご要望を伺います。皆様から頂いたご意見を次年度以降の検査結果の見直しに反映させるとともに、より安全で信頼できる水道を目指します。